

安全衛生

22

あれこれ



増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田稔久

愛知労働局のホームページに「挟まれ」による労働災害に係る送検事業が公表されました。挟まれ巻き込まれた死傷者は「転倒」「墜落」に続いて死傷者数の多い災害です。また、被疑条文は、送検事業の代表的な一つです。この機会に内容を確認の上、同種災害の防止に努めて下されば幸いです。

本件は、同条第1項の①運転停止に関する送検事案ですが、別件において第三者が起動操作に係つ

た事案等においては同条第2項の誤操作防止措置も重要なとなります。第2項では起動装置に、②錠(ロ)

1. 労働災害と書類送検

今年1月、飲料容器のリサイクル処理工場において、ペットボトルを圧縮する機械の検査作業に際し、作業者が当該機械に右手を挟み手首部分を切断しました。検査に当たった監督署は検査作業を行うにあたり、当該機械の運転を止めていなかったとして書類送検したとのことです。

2. 被疑者

工場の法人とその代表者

3. 主な被疑条文

安衛法第20条第1号

安衛規則第107条第1項

(掃除等の場合の運転停止)

第107条 事業者は、機械(刃部を除く)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の①運転を停止しなければならない(以下略)

2、事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に、②錠を掛け、当該機械の起動装置に、③表示板を取り付ける等同様の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。(注：○番号は筆者が追記)

ツクアウト)か、③表示板(タグアウト)の措置等が求められています。②と③は法解釈上の関係ですが、~~and~~として万全を期し安全配慮義務を履行すべきと考えます。つまり、①運転停止②ロックアウト③タグアウトをセットにして作業すべきでしよう。

さて、厚労省に「労働基準監督年報」があり、毎年、全国における監督指導の実施状況が公表されています。最新版は少々古く平成30年度版です。これを基に「送検事件(安衛法529件)違反項目」を円グラフに

病報告等(労災かくし)に関する違反となっています。また、同年報では、具体的な規則の条文が記されていない項目もあるので、各地方労働局の「法令違反に係る公表事案」を基に「主な送検条文は何か?」(別掲②)と推測してみました。その結果、機械設備等



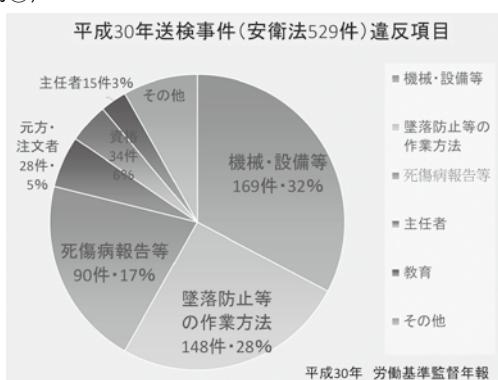
(厚労省サブから引用)

安衛法違反による送検事例の紹介

「機械の運転を停止せずに点検作業を行つた」

に係る様々な安全基準においては、安衛規則第107条違反が多くを占める傾向がありました。改めて、本条は機械設備安全の基本となる重要な条文であると再認識した次第です。

(別掲①)



主な送検条文は何か?

労働安全衛生規則

1(32%) 第107条 機械の掃除等時に機械を止めなかつた。

※その他:回転体の覆い等の各本条の安全基準違反がある。

2(28%) 第519条等 手すりの設置等、墜落防止の措置を怠つた。

3(17%) 第97条 虚偽の死傷病報告を行つた。その報告を行わなかつた。

(参考)平成30年 労働基準監督年報
厚労省:「法令違反に係る公表事案」等を参考に推測